

ICキャッシュカード認定制度運営協議会設立趣意書

(平成13年10月19日)

キャッシュカードのICカード化については、その高機能性に着目した利用者利便の向上、関係者のビジネス機会の拡大、さらにはセキュリティの強化といった観点から、かねてよりその必要性が認識されてきました。また、昨今では、欧州を中心に、キャッシュカードのICカード化は急速に発展しているところです。

このような状況の下、平成13年3月、全国銀行協会(以下「全銀協」という。)において、国際クレジットカード業界において制定され、金融分野におけるICカードのデファクト・スタンダードの地位を確立したEMV仕様に準拠して、「全銀協ICキャッシュカード標準仕様」が制定されました。

標準仕様においては、日本国内で発行され国内外の広い環境で使用されるICキャッシュカードの金融機関相互運用性を確保するとともに、ICカード、関連機器、システムベンダ等の開発コストの低廉化を図り、ひいてはセキュリティ・顧客利便性に優れたICカードの普及を期待する旨が述べられています。

この標準仕様に基づいて製造されたICカードおよび端末の相互運用性を確保するためには、EMVCo.等の海外におけるICカードシステムの事例にもあるように、標準仕様の制定に加えて、認定制度のスキームが必要となります。具体的には、各ベンダの製造した製品が、他のベンダの製造した製品と安定的に相互利用されていくために、認定機関の定めた統一的な試験を修了し、相互運用性について検証され、認定される仕組みが不可欠です。

このような認識の下、全銀協のほか、認定制度を利用するベンダ等による共同運営組織とすることにより、認定機関としての専門性と中立性を確保し、もって、全銀協が定める標準仕様に基づくICキャッシュカードの普及のため、ICカードおよび関連端末に関する認定制度を運営することを目的として、ここに「ICキャッシュカード認定制度運営協議会」を設立するものです。

以上